

# 意見書

福島第一原発事故は起こるべくして起きた

「国の責任」は免れることはできない

柳町 秀一

原発問題住民運動全国連絡センター事務局長

メール=genpatu-c@bizimo.jp

2023年6月

## 目次

<はじめに——原子力問題は人類生存がかかる初めての問題>

- 1、「原発はもともと危険なものである」は世界の常識
- 2、世界有数の地震・火山列島・日本への原発立地は世界一危険
- 3、「原発立地が先にありき」の日本の原発開発
- 4、IAEAの苛酷事故対策、緊急時対策を拒否した国と電力会社の責任
- 5、「安全神話」をふりまきながらの原発開発の責任
- 6、国と電力会社の原発開発当初の重大な作為
- 7、日本の原子力政策をめぐる作為
- 8、中部電力の浜岡原発に見る電力会社の横暴の典型例——敷地地盤の液状化を調査で承知しながら今も国と国民に隠蔽し続けるとは!?
- 9、原住連の「原発の危険に反対する」運動論
- 10、福島第一原発事故と岸田文雄政権の原発回帰の愚行

<終わりに——「核兵器廃絶」運動と「原発ゼロ」運動は共鳴関係>

## <はじめに——原子力問題は人類生存がかかる初めての問題>

私が日本の原子力問題にかかわるようになったのは、「赤旗」日曜版編集部の科学記者時代、日本分析化学研究所の放射能データねつ造事件（1974年1月）の取材に始まりました。米原潜の寄港地の放射能モニタリング調査のデータがねつ造されていた事件です。原子力船「むつ」の放射線漏れ事故（1974年9月）の取材と続きました。日本の原子力問題がいかにずさんな体制にあるかを思い知らされました。そして、米TMI原発事故（1979年）、旧ソ連チェルノブイリ原発事故（1986年）に遭遇。原発のあり方を根本的に問う事故として取材に当たりました。

私は、チェルノブイリ原発事故の翌1987年、原発問題住民運動全国連絡センター（原住連）結成にかかわり、現在、原住連事務局長を務めています。

この間、私は、事故などを起こした各地の原発の調査に訪れましたが、それは全国のすべての原発に広がり、しかも度々訪れることとなりました。

また、世界の「苛酷事故の現場」（米TMI原発、旧ソ連チェルノブイリ原発、英ウインズケール原発）、「スイスの緊急時対策」の現場、「使用済核燃料の海外再処理委託（7,100 トン）」の現場（英ソープ再処理工場、仏ラ・アーク再処理工場）、「高レベル放射性廃棄物最終処理場」の現場（米ユッカマウンテン処分場、スウェーデンのオスカースハム処分場）、住民投票（1989年）で運転停止した米ランチョ・セコ原発、独フィリップスブルク原発の視察、「再生可能エネルギー開発」の現場（米サクラメント電力公社（SMAD）、独フライブルク市、デンマークの風力発電開発の取り組み）を見る機会に恵まれました。

私は、「世界から見た日本の原発」の視点からこの「意見書」を書きます。

科学革命500年を経て、現代生物学（注：DNA解析、ゲノム研究等）は、現生人類（ホモサピエンス）について、「人類はみな兄弟・姉妹」であることを明らかにしています。しかし、人類は「人類はみな兄弟・姉妹の世界」を実現していません。

人類は、「科学革命500年」とされるこの間に驚くべき富と力を持つに至りました。

500年前、マルコポーロが世界一周（西回り）を実現したとされます。1519年、マルコポーロ艦隊は5隻237人がスペインを出航。1522年、帰還したのは1隻187人とされ、マルコポーロはフィリピンでの戦闘で戦死しています。今日の国際的な大量空輸時代と比較して隔世の感があります。

「科学革命500年」を経て、人類は約5億人から現在約70億人となり、世界全体の総生産量（GDP）は現在「85.9兆ドル」、500年前の約350倍とされ、1日当たりエネルギー消費は現在「1,500兆円」、500年前の約100倍以上とされます。

しかし、それらの富は、人類の個人、個人の幸福にはつながっていません。それは、「世界で最も豊かな8人が世界の貧しい半分の36億人に匹敵する資産を所有」という前代未聞の経済格差が広がっているからです。また、この富の獲得には地球

温暖化や環境破壊を伴っています。また、この「科学革命 500 年」間に、原子力をはじめ遺伝子組み替え、人工知能問題など、社会的に制御する術を持ち得ない科学技術の登場で、人類は自らの生存がかかる時代を生きています。

核分裂反応の発見は、第 2 次世界大戦時、米国の原爆開発に利用されました。ウラン濃縮技術は広島型原爆を、再処理技術は長崎型原爆を作り出し、それぞれ広島（1945 年 8 月 6 日）、長崎（8 月 9 日）に投下されました。これまでの戦争の様相を一変させました。

さらに、核融合の発見は、水爆開発に利用され、米ソの核開発競争は、「核の冬時代」の到来を知らせました。

アイゼンハワー米大統領の「平和のための原子力(Atoms for Peace)」国連演説（1953 年）以来、原発開発が原子力の平和利用として世界的に推進されました。

しかし、ウラン濃縮技術、再処理技術、軽水炉技術などの軍事利用が核兵器・核艦船開発（表の顔）であり、同じ技術のエネルギー利用が原発開発（裏の顔）です。原発開発は、エネルギー利用だからといって単純に平和利用とはいえ、原発開発が核兵器開発と補完する役割を持って進められてきたのが実態です。

人類は現在、経済が人類個人の幸福につながる「ヒューマン・エコノミー(人間らしい経済)」を実現しなければなりません。持続可能な開発を実現しなければなりません。最新の科学技術に対し社会的制御を為しうる能力を身につけなければなりません。原子力問題は、最初に登場している問題であり、原発は、その重要な構成部分です。

私は、この立場から、この「意見書」を書きます。

## 1. 「原発はもともと危険なものである」は世界の常識

現在、世界で使われている原発（軽水炉）は未確立の技術です。構造的に苛酷事故の危険を排除できません。原発が持つ本質的な危険です。

原子炉内では、「核分裂反応」と「核壊変」の二種類の核反応が起きています。核分裂反応は中性子の照射を止めれば、反応は止まります。他発的核反応です。核壊変は核分裂反応によって生じた数十種に及ぶ核分裂生成物（死の灰）はそれぞれ安定した元素になるまで放射線を放出し続けます。自発的核反応です。

この核分裂反応の制御ができなくなり、核分裂反応が暴走すると反応度事故という苛酷事故を起こします。このタイプの事故が旧ソ連チェルノブイリ原発事故（1986 年）です。

核改変による崩壊熱は、原発が停止した直後から冷却しなければなりません、これに失敗すると冷却材喪失事故という苛酷事故を起こします。このタイプが米 TMI 原発事故（1979 年）、福島第一原発事故（2011 年）です。

ドイツのシーメンスとユーラトム（欧州原子力共同体）の技術者は、チャイナシンドローム、核燃料溶融物の噴出など苛酷事故へのさまざまなシナリオを想定し

て、原発の苛酷事故を構造的に抑え込む原子炉開発に挑戦しました。技術者の良心を感じさせる挑戦です。しかし、この挑戦は成功しませんでした。ただ、その成果の一つ「コアキャッチャー」（核燃料溶融物のセラミック受け皿）は現在、欧州型軽水炉（EPR）に取り入れられています。この「コアキャッチャー」は、原発が構造的に苛酷事故発生の危険を排除できない、すなわち原発技術が未確立の象徴です。そして原発技術が未確立なのは、原発が、攻撃対象の破壊が第一目的である核兵器開発の補完物として、安全無視のまま開発されてきたことに源泉があります。

原発は超浪費型炉です。

日本は燃料となる天然ウランを世界各国から購入しています。天然ウランには核分裂性ウラン（U235）は 0.7 ٪しか含まれていません。原発ではこの U235 を 3～4 ٪に低濃縮したものを使いますが、天然ウランのほとんどを利用できないのです。超浪費型炉といわれるのはむべなるかなです。

原発の国際的な推進機関である国際原子力機関（IAEA）は、この原発の危険に向き合い、原発の安全規制に当たっています。、「IAEA安全シリーズ」の種々の刊行物を発行。その内容は、「安全原理」、「安全基準」、「安全指針」、「安全手引」の四つに分類されます。前の二つの文書は IAEA 理事会の承認を受け、後の二つの文書は事務総長の権限で、それぞれ発行され、加盟国が原発の安全確保の施策を進めるうえでの参考とされています。そのほか、他の刊行物、会合報告書、技術報告書シリーズなどがあります。これらは、「原発はもともと危険なものである」という前提で取り組まれているものです。

このことを象徴的に示したのが、米 TMI 事故調査に当たった米大統領特別委員会（ケメニー委員会）の事故報告書です。報告者は、事故の教訓として、原発にかかわる人びとが、原発はもともと危険であるとの認識を前提に、「今の対策で十分なのか」が日常の対話にのぼるような安全文化の構築が必要であると指摘しています。肝に銘じるべきことです。

## 2. 世界有数の地震・火山列島・日本への原発立地は世界一危険

前章 1. で述べたように技術的に未確立な原発は、世界のどこのものであれ、最悪の場合、苛酷事故の危険を持つものです。この危険に正面から向き合うことで原発の安全が辛うじて確保されているのです。

日本は、世界でも有数の地震・火山列島であり、そこでの原発立地は世界一危険なものです。また、東海第二原発や島根原発のような人口密集地帯への近接・集中立地は、その危険をさらに増幅するものです。

その意味では、日本のエネルギー選択としては、原発を選択することは慎重でなければなりません。日本の「電力の鬼」と呼ばれた松永安左エ門が、日本への原発導入に慎重姿勢を示していたことは知られることですが、原発の日本立地をめぐる事情を承知されていたものと推察します。

日本の原発は、米国の核戦略を補完する形で導入されました。日本は、天然ウランを世界各国から購入していますが、原発の燃料としての使うための低濃縮ウラン役務のほとんどを米国に依存しています。米国の濃縮役務を経た低濃縮ウランは、購入すると日米原子力協定のもと米国の規制下に入ります。

日本の原発開発は、米核戦略の不可欠の構成部分であるウラン濃縮工場の経常運転を支える補完的役割を負わされました。日本の原子力政策は「第1回原子力開発利用長期計画」（「原子力長計」）の策定（1956年）から始まります。ほぼ5年ごとに改訂され、その中で「原子力発電規模の見通し」が示されますが、その規模は日本の電力会社が米国と契約するウラン濃縮役務量を下回ることはありませんでした。「第7回原子力長計」（1987年）では、原子力発電の2000年時点の発電規模の大幅な下方修正に迫られましたが、それでも「少なくとも5,300万キロワット程度」と抑えられたのは、この事情によるものです。これは、日本の原発開発の国外的推進力です。

日本の電力会社には、電力料金を決めるに当たって総括原価方式が採られています。すべての費用を「総括原価」とし、さらにその上に一定報酬を上乗せした金額が電気料金として徴収されます。一定報酬額は電力会社により比率が異なりますが、東京電力は当初「8割」も認められていました。資本費の高い原発を導入すれば利益が大きくなる仕組みです。日本の原発開発の国内的推進力です。

こうして、世界一危険な原発の日本立地がすすめられました。住民の生命と財産の安全確保は無視されました。

一方、日本は使用済核燃料の再処理を非核保有国で唯一認められ、大量のプルトニウム保有に至っています。現在の日本の原子力政策では、プルトニウムのエネルギー利用の道はありません。MOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料として原発で燃やすとしていますが、現在保有している45トンのプルトニウムを使うことはできません。事故時の被害をより深刻にするもので、その使い道自体が適切ではありません。日本の核武装が世界から懸念されているのが現状です。

### 3. 「原発立地が先にありき」の日本の原発開発

原発の日本立地が世界一危険であることは、中部電力・浜岡原発（静岡県御前崎市）と日本原電・東海第二原発（茨城県東海村）に象徴的に示されています。

浜岡原発は、プレート地震の震源域の直上に立地しています。このようなところに原発が建てられることは、常識的にはありえないことです。

中部電力は当初、紀伊半島沿岸に原発立地を模索しました。しかし、漁民をはじめとする反対運動に直面し、三重県での立地を諦めざるをえませんでした。その際、水野成夫・産経新聞社長（当時）が出生地に誘致して浜岡原発の立地が決まりました。

浜岡1号機、2号機の設置許可申請書には、地震については「とくに問題はな

い」とわずかな記述しかなく、当然、安全審査で地震の審査は事実上ないに等しいものでした。東大助手・石橋克彦氏（当時）が1976年、東海地震の警告を発した際、中部電力は浜岡3号機の設置許可申請中でしたが、初めて地震をめぐる膨大な補正申請書を提出し、地震について耐震設計審査指針にもとづく審査が初めて行われました。それでも3号機の立地は認可されています。2006年に耐震設計指針が改定されますが、初めての遡及的審査も「合格」しています。

ここに見られることは、日本の原発は初めに立地ありきで、規制は後追いとなって既成事実を追認するという構図です。

東海第二原発の30km圏内には約100万人が住んでいます。避難計画の対象は、周辺6市町村の県庁所在地・水戸市（約26万4099人）、日立市（19万9713人）、ひたちなか市（15万4039人）、大洗町（1万8631人）、東海村（3万4947人）に加え、常陸太田市（5万6549人）、常陸大宮市（3万8105人）、高萩市（2万3985人）、笠間市（2万1207人）、鉾田市（1万1429人）、茨城町（3万1819人）、城里町（2万1886人）、太子町（7人）となります。

東海第二原発の万一の事故時の避難計画では、バスの確保、渋滞のマイカー避難、入院患者や老人など弱者の避難などは常識的に考えて、対応は不可能です。

東海第二原発の立地は、日本の原発が人口密集地帯に近接していることの典型です。同原発は1基の立地ですが、日本の原発の多くはほぼ1原発に4～7基の集中立地です。福島第一原発が6基の集中立地であり、3基が連続して苛酷事故を起こしました。

立地審査指針には、「万一の事故に備えて公衆の安全を確保」するとして「原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住地帯であること」「原子炉のある距離の範囲内であって、非居住地帯の外側の地帯は、低人口地帯であること」などと書いています。私が見た米ランチョセコ原発は、まさにこのように立地されていました。原発から人家を見ることはありません。

しかし、日本の原発はすべて人口密集地帯に近接立地しています。これは立地指針に明確に反する立地ですが、これが認められています。その筋立ては「ある距離の範囲」を「目安線量」に置き換えて容認するのです。

ここでも、日本の原発は立地が先にありきで、規制は後追いという構図です。規制に関する指針等は、それまでの原発立地ありきの追認となっています。従って、さまざまな指針類が改訂されても、原子炉本体への大きな変更を迫るものはありませんでした。こうした原発立地が先にありきの日本の原発開発は、世界一危険である日本の原発立地を、さらに危険側へ押しやるものとなっています。

国と電力会社の責任は重大です。

#### 4. IAEAの苛酷事故対策、緊急時対策を拒否した国と電力会社の責任

日本の原発立地が世界一危険なものである現実を踏まえれば、IAEAの安全提

起を率先して受け入れ、それを超える世界一厳しい安全規制を実施するのが、国と電力会社に科せられた責務であるはずですが。ところが、日本は I A E A の「安全シリーズ」の重要内容の国内実施を拒否したばかりか、米ソの苛酷事故を受けての苛酷事故対策（シビアアクシデントマネージメント）、緊急時対策の勧告の国内実施をも拒否しました。

それは、「1992年5月28日原子力安全委員会決定文『発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネージメントについて』」に示されています。この文書は、日本では「シビアアクシデントは工学的に起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分低くなっていると判断される」とし、「アクシデントマネージメントの整備はこの低いリスクを一層低減するものとして位置づけられる」としました。苛酷事故対策は「原子炉設置者」の「自主的整備」に任せ、国の公的規制の対象から外されたのです。ありえないことです。

このことは、安全委決定文が出される以前から、日本の原発開発に当たる関係者の間では周知のことでした。それは、I A E A の「原子力発電所の安全原則」の日本語版出版（1990年7月）で、その「政府組織」、「立地」、「品質保証」、「設計」、「運転」のそれぞれの文書の冒頭に、I A E A 文書とは全く関係のない「I A E A のプラント状態の定義について」の1頁が挿入され、「シビアアクシデント」の扱いが「IAEA の区分」では規制対象となっているが、「日本の区分」では対象外であることをわざわざ断っていることに示されています。

日本の原発が苛酷事故に対して“裸の王様、である中で福島第一原発事故が起きました。国と電力会社にとっては、起こるべくして起きた事故といえます。

一方、日本では、防災対策はないままに原発開発が強行されました。これも常識的にありえないことです。

米 TMI 原発事故の際、同型の関西電力・大飯原発に対して、初めて運転停止命令が出されました。その後、運転再開に当たって、当時の福井県知事は防災対策を求めました。原子力安全委員会は防災対策指針「原子力発電所周辺の防災対策について」を決定（1980年6月30日）しましたが、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」を「30 ㏎圏内」とするなど、原発災害の実状とは著しく乖離したものでした。「技術的には起こるとは考えられない『仮想事故』」を想定しての防災対策とされましたが、この「仮想事故」を想定した放射能の放出想定量は余りにも低いもので、当初から「絵に描いたモチ」と酷評されたものでした。これを災害対策基本法に基づく地域防災計画の中の原子力編として、立地自治体に策定を任されてきました。

当時から防災対策は、国の公的規制の対象ではなく、福島第一原発事故後、原子力規制委員会はその指針はつくりましたが、今日も自治体任せに変わりはありません。避難計画は国が前面に出ないまま、自治体任せでは効果あるものとはなりません。

米国の緊急時対策は、国、州などの公的規制の対象とされ、原発立地の前提条件とされています。その範囲は 50 マイル（約 80 ㏎）であり、IAEA のそれと同じで

す。福島原発事故時、日本は 30 キロ圏内が避難対象とされましたが、避難は住民任せで、防災対策は全く機能しませんでした。日本在住の米国関係者に米国の規制がかかったのは当然のことです。事故当時、米国人記者から現地の取材がしたいと協力を申し込まれ、いわき市に避難した人を紹介したところ、「私はいわき市に行くことができない」といわれたことがあります。この緊急時対策の日米の対応の違いについて報道はされましたが、それが原発事故に伴う緊急時対策の違いによることを報道したマスメディアはありませんでした。

日本は、IAEA の苛酷事故対策、緊急時対策の国内実施をしなかつただけではありません。「安全シリーズ」などの重要項目についても国内実施を拒否したものがありません。その最たるものが IAEA の「原子力発電所の安全原則」の「政府組織」にある「規制機関」の一連の国際基準の受け入れ拒否です。

この「政府組織」では。「規制機関の役割と責任」、「規制機関組織」、「規制及び指針」など規制機関に関するさまざまな基準などを提示しています。そのいくつかを見ます。「規制機関の役割と責任」の「法的地位」で「301.規制機関はその国内の原子力発電所の立地、設計、建設、試運転、運転及び廃止措置における原子力安全に関連した全ての問題について、政府としての全ての監視、管理に対する責任を持たねばならない」「302.規制機関は原子力の推進に対して、責任を負ってはならない。また、加盟国内のこの責任を有する組織から独立していなければならない」としています。

日本で原子力安全・保安院、原子力規制委員会、原子力規制庁など規制機関を自称していますが、一連の国際基準からは大きく逸脱しています。JCO 臨界事故（1999 年）時、現場指揮に当たった住田健二原安委委員長代理が日本の規制機関が国際的基準を満たしていないことを国民が知るまでは「死んでも死に切れない」と語っていたことは関係者の間では良く知られていたことでした。

これは、世界一危険な原発の日本立地を、行政上さらに危険側に押しやるものです。

## 6. 「安全神話」をふりまきながらの原発開発の責任

これほど世界で比類がない危険を潜在的に有する原発立地が、根拠のない「安全神話」の大宣伝のもとですすめられたことに改めて驚きを禁じ得ません。本来、国と電力会社が原発の安全宣伝をすることはあってはならないことです。国と電力会社の安全への取り組みの結果を、住民が認めて初めて安全といえるものです。

「安全神話」を象徴する最たるものは、電力会社から通商産業省（当時）に提出（1994 年 3 月）された原発ごとの「アクシデントマネージメント検討報告書」です。すべての報告書には「IAEA の P S A (確率論的安全評価)目標をクリア」と明記されていました。

P S A は日本の安全規制には採用されていないものですが、I A E A は苛酷事故

発生確率が既設炉で「 $10^{-4}$  炉年以下」（1万年に1回以下）、新設炉で「 $10^{-5}$  炉年以下」（10万年に1回以下）の目標を示しています。

そこで、福島第一原発の事故後に行った東京電力との交渉で、福島原発4基の数字についてただしたところ、いずれも「 $10^{-9}$  炉年以下」（1億年に1回以下）との回答でした。福島第一原発事故のように3基が連続して苛酷事故を起こす確率は「 $10^{-27}$  炉年以下」となります。福島第一原発の事故は、ビッグバン後の宇宙誕生を超えても起こりえないこととなります。しかし、この超天文学的数字に頼ることは常識的にありえないことです。当時、私は資源エネルギー庁関係者から「柳町さん、日本の原発は欧米と比べて桁違いに安全なのですよ」と肩を叩かれたことを思い出します。

世界一危険な原発立地にもかかわらず、世界一厳しい規制は実施されず、「初めに原発立地ありき」、「IAEAの安全基準の無視」「異常な安全神話」のもとで日本の原発開発をすすめた国と電力会社の作為は正に重大です。

私は福島第一原発事故の背景に、日本の原発開発のこの“逆さま開発、にあることを指摘しないわけにはいきません。

## 6. 国と電力会社の原発開発当初の重大な作為

日本の原発開発の当初に、国と電力会社の重大な作為があり、それは原発開発から60年以上を経た現在も深刻な問題として横たわっています。

一つは、国と電力会社が放射性廃棄物の処理処分の見通しのないままに、原発開発に“見切り発車、したことです。原発は「トイレなきマンション」といわれますが、マンション業者が「トイレなきマンション」のままに販売を行うことはありません。どの業界であれ、その事情に変わりはありません。原子力業界だけが例外はありえないことです。この作為は原発の“負の遺産、として、国民に大きな負担を強いるものとなっています。

政府と電力会社は、高レベル放射性廃棄物をガラス固化体にして地層処分する方針で、最終処分場の選定に向けた文献調査を“札束で自治体の頬を叩く、やり方で、北海道の寿都町、神恵内村で進めています。この問題は、そんな安易な手法で解決するものではありません。日本で適地があるかどうかもわかりません。そうだとすれば、真摯な外交も展望しつつ処分方針を国民的に検討しなければならない課題です。平等目線での対話を通じた対処なしに解決しません。

私は、高レベル廃棄物の最終処分地を予定された米ユッカマウンテンとスウェーデンのオスカーサムスの最終処分予定地を訪ねました。世界的に見て、ユッカマウンテンはドライな処分場の代表、オスカーサムスはウェットな処分場の代表といえる場所です。これまでのところ、フィンランドのオンカロを除いて、この二つの地も含めて最終処分場には決まっています。世界でも適地を探すことは難事なのです。

高レベル放射性廃棄物の問題は、その一方で再処理によりプルトニウムが分離、生産されることを意味します。日本のプルトニウム保有量は、2021 年末時点で 45.8 トン（国内 9.1 トン、国外 36.5 トン）に至っています。核燃料サイクル政策が破綻した現在、プルトニウムの使い道はありません。世界からは日本の核武装が懸念されています。

そうだとすれば、国と電力会社は、高レベル放射性廃棄物とプルトニウムの安全な管理、処理について真摯に取り組む責務があります。希望を託せる技術がないわけではありません。第 2 次世界大戦後、わずかにあった原子力の平和利用期の 1960 年代に、米オークリッジ国立研究所で研究開発されたトリウム溶融塩炉です。トリウム溶融塩は液体燃料を使うため、個体燃料の軽水炉のように炉心に核分裂生成物が大量に貯まることがなく、構造的に苛酷事故の危険は排除されます。当初は地域的なエネルギー利用をめざすものとされましたが、今日、高レベル廃棄物とプルトニウムを混入し、徹底して中性子照射を行って半減期を短縮し、消滅処理するというものです。

いずれにしろ、原発開発の「負の遺産」としてのやり場のない高レベル放射性廃棄物、大量のプルトニウム保有、使用済核燃料の垂れ流し（使用済核燃料が適切に管理、処理されず、不適切に取り使われている状況）、今後続出する廃炉などに、国と電力会社は真摯に向き合うことが求められます。国と電力会社の責務です。これら「負の遺産」の安全な処理処分には、原子力の基礎研究の抜本的な振興が不可欠です。

二つは、日本の原発導入は原子力損害賠償法の成立（1961 年）とセットで「国策民営」としてすすめられました。ここにも重大な作為があります。

原賠法は原子力災害の被害者の早期救済のために、原子力事業者は無過失責任、集中責任、無制限賠償責任を科しています。ところが一方で、「1 事業所当たり 50 億円（現在 1200 億円）」を損害賠償措置額とするとして、日本の原発開発が始まりました。

原賠法制定に当たり、1959 年に科学技術庁（当時）は原子力産業会議に原子力災害時の被害額の試算を委託し、同会議は 1960 年に「最大 3.7 兆円」とする報告書（「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」224 頁）を取りまとめました。「最大 3.7 兆円」の試算額は当時の国家予算 1.7 兆円を大きく上回るものです。科技庁はこの報告書を隠蔽し、原賠法の成立を 1961 年に強行しました。この報告書の公開は、それから 30 年以上も経った 1999 年でした。

福島第一原発事故の発生でこの原賠法体制が「砂上の楼閣」であったことを明らかになりました。福島原事故対応費は 21.5 兆円（2016 年政府試算：実際にはこれを上回ること必至とされる）とされ、原賠法の措置額では全く賄えなくなりました。国は原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、機構）を立ち上げ、事故対応費について、東電が機構に請求し、機構は政府の保証で金融機関から融資を受けて資金交付する。東電と電力会社は電気料金に事故対応費を上乗せして徴収して「一般負担金」として機構に返済する。東電は「一般負担金」のほか、経営利益の中から

「特別負担金」を返済する枠組みを作りました。事故対応費のうち「国が前面にでる」とした国の負担金は税金から支出なので、事故対応費はすべて国民負担となる枠組みです。

機構は、「一般負担金」について「本来、こうした万一の際の賠償への備えは福島第一原発事故以前から確保されておくべきものであったが、実際には何ら制度的な措置は講じられておらず、当然ながら、そうした費用を料金原価に算入することもできなかった」と臆面もなく述べ、事故対応費を「過去分」として電気料金に上乗せ徴収して原子力事業者は一定額（一般負担金）を機構に返済するとしました。原賠法体制は事実上なかったものとされ、事故対応費の「後取り」が認められました。

国と電力会社の歴史的な詐欺まがい作爲です。

## 7. 日本の原子力政策をめぐる作爲

日本の原子力政策は「第1回原子力開発利用長期計画」（第1回長計）の策定（1956年）から始まり、第2回（1961年）、第3回（1967年）、第4回（1972年）、第5回（1978年）、第6回（1982年）、第7回（1987年）、第8回（1994年）を経て、「原子力政策大綱」（2005年）まで策定されました。しかし、福島第一原発事故以降はこれに類するものは策定されていません。原子力関係閣僚会議が代行しています。場当たり対応です。

日本の原子力政策は、当初から軽水炉と高速増殖炉の開発とされてきましたが、「第3回長計」で、「軽水炉は当面の主流」「高速増殖炉は将来の主流」と位置づけられ、再処理で両者を結ぶ核燃料サイクル政策（高レベル放射性廃棄物処理処分含む）が打ち出されました。しかし、日本の原子力政策は、軽水炉開発は福島第一原発事故、高速増殖炉開発は「もんじゅ」廃炉、核燃料サイクル開発は着工から30年以上経っても稼働できない「六ヶ所再処理施設」など全ての分野で行き詰まっています。

高速増殖炉開発が「将来の主流」とされたのは「核燃料問題を基本的に解決する炉型」であり、「天然ウランのほとんどすべての利用が可能」と言われたからです。「昭和60年代（1985年からの10年間）の初期には経済性を達成することが期待される」とされ、高速増殖炉は「夢の原子炉」とされたのです。しかし、「天然ウランのほとんどすべてを利用」や実用化が「昭和60年代の初期」などはすべて大ウソでした。

田中俊一・原子力規制委員会初代委員長が「日本の原子力政策はうそだらけ」と、現役時代の早い時期から指摘していたのはむべなるかなです。原子力委員会も「第7回長計」で高速増殖炉の実用化の見通しが立たないことを認めました。その認め方は奇妙なもので「軽水炉長期化時代」と表現しました。

西欧主要国が技術的・経済的困難から高速増殖炉開発から撤退する中でも、日本は

「原子力の平和利用の牽引国の役割を果たす」と豪語して開発に固執。しかし、原型炉「もんじゅ」はナトリウム流出・火災事故（1995年）で、運転停止に追い込まれました。それでも10年ぶりに運転再開を強行した直後にまた事故を起こし（2005年）、規制委から運転停止命令（2013年）を受け、原子力関係閣僚会議が廃炉を決定（2016年）し、高速増殖炉開発は破綻しました。

「もんじゅ」開発費は会計検査院の調査（2018年5月報告）で、少なくとも1兆1313億6000万円にのぼりました。技術成果の達成度はたった16%でした。

六ヶ所再処理工場は1993年着工以来、事故が相次ぎ竣工延期を27回も繰り返しています。当初の竣工予定の1997年から30年近く経っています。建設費も当初の約7600億円から2.9兆円に膨らみ、7000億円を投じた追加安全対策が行われています。

こうして日本の原子力政策は、軽水炉開発は福島第一原発事故で破綻、高速蔵書来る開発は原型炉「もんじゅ」廃炉で破綻しました。六ヶ所再処理工場は竣工延期の繰り返しの中、プルトニウムの使い道自体がなくなり、存在意義自体が失われました。高レベル放射性廃棄物は前項で書きました。

ところが、原子力関係閣僚会議は、「もんじゅ」廃炉決定と合わせ、「高速炉開発」を決定しました。「増殖」抜きの「高速炉開発」は似て非なるものです。「増殖」があって日本の資源問題の解決に資するとしたものです。日本の原子力政策の転換であるにもかかわらず、高速増殖炉開発、原子力政策の検証を行わないままに「もんじゅ」廃炉を決定し、合わせて「高速炉開発」を、その意味、内容を示さないままに高速増殖炉の「後継」と称して決定しました（高速炉は核燃料サイクルでできるMOX燃料を燃やし発電する施設）。しかも、高速増殖炉の開発スケジュールをそのまま「高速炉開発」のそれに援用する場当たり対応です。ここに示めされるものは、巨額の開発資金に群がる“原子力村”の温存にほかなりません。

ここでも国と電力会社の作為が繰り返されています。傲慢な振る舞いといわねばなりません。

## 8. 中部電力の浜岡原発に見る電力会社の横暴の典型例

—浜岡原発の敷地地盤が液状化するのを知りながら今も国民に隠蔽し続けている—

2002年、東京電力の原発自主点検作業記録の不正問題・データ改ざん事件が明るみに出て社会問題になりました。これは電力会社の体質的な問題で、どこの電力会社でもあることです。これも原発開発が「国策民営」といって互いの責任をなすり合う構造のなかで原発開発を作為に作為を積み重ねて進めてきたことによるものです。

この事例は、私が浜岡3号機増設時から取り組んできた問題です。今回の「意見書」で主な問題点を公開するものです。

住民運動が浜岡原発について一番不安を感じたのは、東海地震時に、1、2号機

のライフラインである機器冷却系（RCWS）海水導管を支持する敷地地盤が液状化し、RCWS が機能を失い、冷却材喪失事故を招くことでした。

3号機増設時に、3号機貯水槽から岩盤中にトンネルを掘り、1、2号機へ繋ぐ「連携トンネル工事」を行っていることについて、工事関係者から資料を添えて私に訴えがありました。

「○-○-○-○海水取水設備の強度計算書」と題する資料で、「地震力」、「地震応答解析の概要」、「連携トンネルの機能維持検討」などが示されていました。なかでも1号機のRCWSのポンプ室5箇所、1、2号機のRCWS杭基礎3箇所、1号機の沈砂池7箇所、1号機のポンプ室1箇所についての一覧表では、「対策工法」の「方針」、「案名」、「完工図」、「特色」、「施工性及び問題点」、「工期」、「工費」、「判断」が示されていました。「判断」では、「対策工法」が「○」が2箇所、「△」が4箇所、「×」が10箇所と示され、1、2号機のRCWSの砂地盤支持では対策工事を実施してもダメだという結論でした。それで、1、2号機への「連携トンネル工事」が実施されたのでした。

1982年2月、日本共産党の不破哲三書記局長（当時）は衆院予算委員会で、浜岡原発の地震時の敷地地盤が液状化する危険を強く警告しました。この不破質問は、浜岡3号機の設置許可申請書が通産省の第一次審査を経て原子力安全委員会の第二次審査（ダブルチェック）に回されている中のことでした。当然、液状化関連のデータは申請書に含まれていませんでしたから、原子力安全委員会は、国会で議論となったことを踏まえ、中部電力から独自に関係資料を提出させ、審査に当たりました。その結論は、前面砂丘の一部に液状化は見られるが、基本的に敷地地盤に液状化は認められないとして、3号機の設置申請は許可されました。

中部電力が原安委に提出した資料は、本来、申請書と同じもので、原子力基本法の「自主・民主・公開」の原則から公開されるべきものです。日本共産党の佐藤昭夫参院議員らがこの立場から資料の公開を求めましたが、原安委も、中部電力も関連資料を提出しませんでした。

この経過で明らかなことは、中部電力が原安委に提出した資料は、液状化を否定した資料であったということです。中部電力は1、2号機の地盤の液状化問題を調査し、「連携トンネル工事」を行ったのですから、中部電力は、それを承知のうえで隠し、原安委に液状化はないとする資料を提出したことに違いはありません。

この「連携トンネル工事」は安全サイドの工事であり、国への届け出の必要がないものとして扱われていました。私は、「連携トンネル工事」が行われた事実だけは、公にしたいと思い、セスナ機で浜岡原発上空を旋回しながら工事現場を写真に収め、それを基づいて、通産省にこの工事が行われていることを確認させることができました。

ここに示されるのは、電力会社が安全委に平気でウソをついていること、安全委は提出された資料について独自の調査もないままに追認しているという事実です。日本の原発開発の一端を示す事例です。

浜岡原発は、東海地震に備えて当初18社の防潮堤が築かれました。その後、南海

トラフ沿いの東海地震、東南海地震、南海地震の三つの地震が同時に起きる巨大地震に備えて、23 社の防潮堤に変更されました。しかし、浜岡原発を襲う地震は巨大地震にとどまりません。浜岡には南海トラフと琉球トラフが連動する超巨大地震があったと考えられる段丘があります。3段になっています。超巨大地震が3回襲ったことを示しています。この超巨大地震への備えはありません。防潮堤が液状化に耐えるか、何の保証もありません。

この問題の背景にある不正はただされなければなりません。

## 9. 原住連の「原発の危険に反対する」運動論

原住連は結成以来、「原発の危険に反対する」運動論に基づいて活動してきました。

世界の住民運動を見ると、ほぼ「原発の危険に反対する」運動論です。ただ、デンマークでは原発問題が、国のエネルギーとして再生可能エネルギーを選ぶか、原発を選ぶかの選択として選挙で住民の前に提起された事情から、エネルギー家さんたちを中心に初めから「原発反対」論です。原発の運転が現実となっている国では、「原発の危険に反対する」運動論です。

「原発の危険に反対」は、原発の一般的是非の意見の違いを超え、思想信条の違いを超え、一致できるからです。これは、本来、原発事業者とも共有しうるし、共有しなければならないことです。

この運動論は、日本で行われた三つの原発問題の住民投票の勝利を支えました。1996年の新潟県巻町の原発誘致の是非を問う住民投票、2001年5月の新潟県刈羽村のプルサーマル計画の是非を問う住民投票、同年11月の三重県海山町の原発誘致の是非を問う住民投票での3連勝を支えた運動論です。とくに東電の城下町・刈羽村での住民投票では、原住連は「低濃縮ウラン炉心」と「MOX炉心」の危険の差を前面に押し出して訴えました。これが原発賛成の人びとの賛意を集め勝利することができました。

原住連は旧ソ連チェルノブイリ原発事故を受けた翌年結成されました。旧ソ連政府が事故を公表した翌1991年、現地調査に参加。その際に学んだ最大の教訓は、「日本では苛酷事故を起こしてはならない」ということでした。それ以来「住民の監視を強め、苛酷事故を未然防止しよう」を合い言葉に、『次の大事故は日本!?!』のパンフレットなども作成し、活動に取り組みました。

原住連が目にしたのは、日本では原発のライフラインである崩壊熱除去の機器冷却系の取扱いが無視されていることについてでした。電力会社のパンフレットで、機器冷却系の機能を説明したものはほとんどありませんでした。

中部電力には、浜岡原発の1、2号機の機器冷却系の海水導管が砂地盤上に支持されており、地震による液状化で、機器冷却系の機能を喪失し、苛酷事故に至ることを指摘。抜本対策を要求しました。3号機増設時に3号機貯水槽から岩盤中に

1、2号機への連携トンネル工事を実施しましたが、この工事を液状化対策と認めようとはしません。

東北電力には、チリ津波（1960年）の際、引き潮で海水が機器冷却系の取水口に届いていないことがわかり、抜本対策を要求しました。東北電力は、3号機増設時に、前面海底を「-10.5 ㌢」まで浚渫する工事を実施しました。これが功を奏して女川原発は東日本大震災の津波を被るとこと辛うじて免れました。住民運動によって本当に喜ばしいことでした。

東京電力には、機器冷却系の海水ポンプがチリ津波級の津波を被れば動かなくなることを指摘し、抜本策を要求しました。ところが、東京電力は、原住連の2005年以來の現地事務所、本社での交渉、申し入れを、一貫して無視し、指摘通りの事故を起こしたのです。

原住連のこの取り組みについて、原発避難者訴訟仙台高裁判決（2020年3月）で「…本件地震及び本件津波が発生し、本件事故の発生に至った経緯を被害者の立場から見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に遺憾の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算入に当たっての重要な考慮事情とされるべきものである」との判断をいただきました。2011年度の日本ジャーナリスト会議の「JCJ 特別賞を受賞しました。

私は、これらの住民運動にかかわって残念に思うことは、国と電力会社が住民運動の声に耳を傾けることがほとんどなかったという現実です。原発の安全は住民参加なしに確保されることはないということを国と電力会社は肝に銘じるべきです。

## 10. 福島第一原発事故と岸田文雄政権の原発回帰の愚行

福島第一原発事故は2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震による津波に襲われ、ライフラインの機器冷却系の機能が失われ、冷却材喪失事故タイプの苛酷事故を起こしました。3基が連続して苛酷事故を起こしました。

福島第一原発事故は、原発の日本立地に潜むさまざまな危険が、地震を契機として一気に顕在化したものです。事故原因は、この立場から検証がすすめられるべきです。

各種の事故報告書が出されていますが、総じて事故原因を技術問題だけに矮小化し、事故原因を総合的・俯瞰的に明らかにしてはいません。これでは事故再発防止の保証はありません。

東京電力はチリ津波（1960年）の後に、福島第一原発を建設・運転しましたが、チリ津波級の津波の備えさえありませんでした。一方でチリ津波を行商中の大船渡で経験し、後に南三陸町の高台の固い岩盤上にホテル観洋を建設した観光業者は、震災の5年前、気仙沼にコンクリート3階建ての自宅に外から屋上に通じる「らせん階段」を設置し、東日本大震災時に20人の住民の命を救いました。東京電力と観光業者のチリ津波への対応の違いは何を示すのでしょうか。東京電力は当初か

ら原子力事業者の資格・能力を持ち合わせていなかったということです。

東京電力が事故を起こしたのはむべなるかなです。

事故後の被災者・被災地対策、事故収束対策への国と東電の取り組みも場当たり対応でしかありません。

福島第一原発に貯まる汚染処理水の海洋放出問題はその最たる問題の一つです。

阿武隈山系に降る雨は地下水となって太平洋へ流れ出ています。福島第一原発では原発運転時に地下水によって構造物が浮上するのを防ぐために1日当たり数百トンの汲み上げていました。事故後、地下水は破壊された原子炉建屋に流入し、大量の放射能汚染水を作り続けています。それにもかかわらず、国と東京電力は千トン級小型タンク貯蔵を選択しました。昨年(2022年)末までに建設した137万トンの貯蔵を限度として、海洋放出の方針を決めました。場当たり対応の極みです。石油備蓄タンク級の10万トン大型タンクで対処していれば現在13基ですみ、トリチウムの自然減衰を待って放出すれば住んだ話です。

福島第一原発地質・地下水団体研究グループが「広域遮蔽壁」設置等の提案をしています。国と東京電力には、内外の英知を集めての対応策が求められます。

国は「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とする「通商産業大臣臨時代理 国務大臣 高市早苗」名で、福島県漁連に文書約束をしています。国と東京電力は、この約束を無視して一連の工事をすすめてきましたが、ここにきて東京電力の責任者が、この約束を「必要条件ではない」と言うに及んではあきれられるほかありません。

国と東京電力には、被災者・被災地救済対策、事故収束対策に真摯に取り組むことを、改めて求めます。

福島原発事故から1年半後の2012年9月、当時の民主党政権は「30年代の原発稼働ゼロ」の方針を掲げました。政権交代した自民党政権はこの方針を撤回。第6次エネルギー基本計画(2021年)では、2030年度の原発比率「20~24%」を目指すとする一方で、「可能な限り原発依存度を低減する」と明記。原発の新增設、建て替え(リプレース)は盛り込みませんでした。

原子力規制委員会は、福島第一原発事故以後、原発の再稼働に当たって、新規規制基準に基づく適合審査を行っていますが、新規規制基準は福島第一原発事故の検証にもとづくものではありません。日本で起きた大地震に備えるものとはなっていません。新規規制基準に適合したからといって福島第一原発事故の再発防止の保証はないままに再稼働が行われています。

岸田文雄首相は「原発は不可欠な脱炭素エネルギー」として、これまでの「原発依存低減」から原発推進への大転換をすすめています。政府は「原発3文書」(①GX実現に向けた基本方針、②今後の原子力政策の方向性と行動指針案、③高経年化した発電用原子炉に関する規制の概要案)に基づいて、原発の「60年超運転」を可能にする東電法「GX脱炭素電源法」を5月31日、参院本会議で自公与党と日本維新の会、国民民主党などの賛成多数で可決、成立させました。「原子力の憲法」

といわれる原力基本法でいえば、「国の責務」として原発による電気の安定供給をうたい、「原子力利用に関する基本的施策」では原子力産業基盤の維持を約束するなど、原発推進法に変質しました。

岸田首相の原発推進への回帰は、すべての分野で行き詰っている原子力政策への回帰です。そこに日本の未来はありません。いまこそ、「原発ゼロ」を決断し「再生可能エネルギー・蓄電・省エネルギー」社会への転換を実現するときです。

### <終わりに——「核兵器廃絶」運動と「原発ゼロ」運動は共鳴関係>

核兵器・核艦船開発と原発開発は補完関係にあります。それは「核兵器廃絶」運動と「原発ゼロ」運動が共鳴関係にあることを意味します。日本では、この二つの運動はそれぞれ独自の運動としてすすめられています。それぞれの運動の側から、この共鳴関係の認識がすすみ出したところです。両者の運動が共鳴し合っただけで広がることなしには、「核兵器のない世界」「原発のない世界」を実現することはできません。

私は、「原発ゼロ」運動の側からこのことを自覚した運動への発展に努力したいと思います。日本で「ノーモア・フクシマ」の声を集め、「原発ゼロ」を実現することは、人類が原子力を制御する術を手にする一助となることを確信しています。

最高裁には、日本の原発開発における国と電力会社の作為、不作為についての司法的検討をされ、去年の「6.17 判決」を克服する判決が出されることを心から求めて、私の「意見書」とします。